

健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率について

1. 『実質赤字比率』

- 普通会計（一般会計）の歳入総額から歳出総額を差し引いた額を、標準財政規模（町が通常収入されるであろう税金、普通交付税、地方譲与税等の経常的な一般財源の規模）で割った比率。
- 黒字の場合は「－」で表示され、赤字はないということ。

2. 『連結実質赤字比率』

- 特別会計（国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計、水道事業会計等）も含めた町の全会計の赤字額を、標準財政規模で割った比率。
- 黒字の場合は「－」で表示され、赤字はないということ。

3. 『実質公債費比率』

- 公債費（借り入れた資金の償還費用）による財政負担の度合いを判断する指標の1つで、地方債発行の協議制移行に伴い導入された財政指標。
- 一般会計の公債費だけでなく、一部事務組合への負担金や水道事業会計への繰出金のうち公債費の償還に充てたとみなされる額（準元利償還金）も含めた額を標準財政規模で割った比率。
- ※ ただし、分子と分母からそれぞれ交付税で手当てされた額等を引く。
- 過去3ヵ年の平均値で示され、この数値が18%以上になると、起債をする場合には県の許可を受けなければならない。（許可団体という。）

4. 『将来負担比率』

- 町が将来にわたり負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率。
 - 分母は、標準財政規模から公債費のうち交付税で手当てされた分を引いた額。
 - 分子は、地方債の残高と、水道事業会計への繰出金の将来負担見込額や職員の退職金の将来見込額、一部事務組合への将来負担見込額等を合計し、そこから財政調整基金等の起債の償還に充当可能な基金の額や後年度の交付税で手当てされる見込額を引いた額。
- 上記の4つの指標には、早期健全化基準と、さらに財政が悪化した場合の財政再生基準があり、この基準を一つでも超えると、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」を議会の議決を経て策定しなければならない。

5. 『資金不足比率』

- 公営企業（神崎町の場合は水道事業）の資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示す比率。
 - 資金不足がない場合は「－」で表示される。
- 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を議会の議決を経て策定しなければならない。